

清水丘聖地霊園 第二霊園 【一般墓地】受付表

受付日 令和 年 月 日 ()

申込者氏名 (使用者)			
住所	〒 (管内・管外)		
連絡先	自宅		
	携帯 1		
	上記以外に つながる番号		
申込区画番号	—		
墓地の販売会をどこで お知りになりましたか ※重複回答可	☐ 広報誌 ☐ ポスター ☐ チラシ ☐ ホームページ ☐ 家族・友人・知人からの口コミ ☐ その他 ()		

墓地使用許可申請書	提出		未提出	
住民票謄本 世帯全員、発行1か月以内	提出		未提出	
墓地の使用許可に関する 誓約書	提出		未提出	
暴力団等反社会的勢力では ないことに関する確認書	提出		未提出	
墓地永代使用料	※	円	※【管内】 350,000円 【管外】 413,000円	
墓地管理料		6,000 円		
			受付	

墓 地 使 用 許 可 申 請 書 （ 一 般 墓 地 ）				
申請日 年 月 日				
さしま環境管理事務組合 管 理 者 様				
〒 住 所				
申請人 氏 名				
連絡先				
さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例、同施行規則及びこれらに基づく指示を守りますから、下記のとおり墓地の使用を許可くださるよう申請します。				
使 用 者	氏 名	フリガナ	連絡先	自宅)
				携帯)
	住 所	〒		
	本 籍	〒		
申請する墓地		清水丘聖地霊園 第一霊園 一 般 墓 地 ☐	清水丘聖地霊園 第二霊園 一 般 墓 地 ☐	
希望墓地番号		—	受付番号	—
添 付 書 類		☐ 使用者の住民票（謄本） ☐ 墓地の使用許可申請に関する誓約書 ☐ 暴力団等反社会的勢力でないことに関する確認書		
許可年月日		年 月 日	許可番号	—

墓地の使用許可申請に関する誓約書

年 月 日

さしま環境管理事務組合
管 理 者 様

私は、「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）及び「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）に定められている規定を遵守するとともに、以下の全ての同意事項につき、十分理解したうえで、申請することをここに誓約いたします。なお、この同意事項に違反したときは、墓地使用权の取消処分を受けてもかまいません。

住 所 〒

氏 名 (フリガナ)

(自 署)

連 絡 先

(自 宅)

(携 帯)

番号	同 意 事 項	チェック欄 ※同意しましたか。
①	申請にあたっては争いが起きないように、親族間で十分に話し合いを行ってください。また、申請以降に争いが起きた場合は、使用者が自己責任において解決することとし、組合は一切関与しません。	☐ はい
②	申請者は、申請資格要件すべてに該当している必要があります。後に、該当していないことが発覚した場合は、使用許可は取消されます。	☐ はい
③	一般墓地の使用权を第三者に譲渡、又は転貸することはできません。	☐ はい
④	納入した使用料の還付については、裏面に記載のとおり、条例及び規則に基づき行われます。	☐ はい

裏面に続く

⑤	使用料の支払いは一括払いとなります。期間内に支払われない場合は使用許可が取り消されます。	☐ はい
⑥	墓地の使用期間内に住所の変更や使用許可の承継等、申請内容に変更が生じた場合は速やかに手続きを行ってください。	☐ はい
⑦	毎年発生する年間管理料を３年以上滞納した場合は、使用許可が取り消されます。	☐ はい
⑧	使用許可が取り消された場合は、速やかに墓地の墓碑等を撤去し原状回復してください。その際の費用は使用者の負担です。	☐ はい

【参考】納入した使用料の還付割合について

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」※一部抜粋
(使用料等の還付)

第 14 条 既に納付された使用料及び管理料は還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、その一部を還付できるものとする。

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」※一部抜粋
(使用料の還付)

第 18 条第 1 項 条例第 14 条ただし書の規定による使用料の還付の額は、使用者が使用許可を受けた日から 3 年以内に未使用の墓地を返還した場合に限り、既納の使用料の半額とする。

暴力団等反社会的勢力ではないことに関する確認書

令和 年 月 日

さしま環境管理事務組合
管理者 橋 本 正 裕 様

(申請人)

住 所

氏 名

印

申請人（世帯主）は、下記について相違がないことを確約します。

記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又それらの利益となる活動を行う者ではありません。

(一 般 墓 地) 申込書類の確認

(✓で確認しましょう)

①清水丘聖地霊園 第二霊園【一般墓地】受付表

記入したら✓

【 】

②墓地使用許可申請書（一般墓地）

記入したら✓

【 】

③墓地の使用許可に関する誓約書

記入したら✓

【 】

④暴力団等反社会的勢力ではないことに関する確認書

記入したら✓

【 】

⑤住民票謄本

用意したら✓

【 】

【住民票謄本】

- ・ 個人番号の記載がないもの
- ・ 申込時点で発行後 1 ヶ月以内のもの
- ・ 世帯主及び世帯全員の定住年月日が記載されているもの
- ・ 本籍及び続柄が記載されているもの

書類がそろいましたらお申込みください。

●提出書類の控えとなるもの（コピー等）はお渡ししておりません。

必要な方は提出前にお客様自身で控え（コピー等）をお取りください

ますようお願いいたします。

【使用料の納付について】

提出されました申請書類の確認後、納付書を受付表記載の住所に送付致しますので、下記方法にて使用料の納付をお願い致します。

○銀行振込にて納付。

(※常陽銀行本支店窓口でのお振込みの場合は手数料が無料となります。)

(※窓口での振り込みの場合、金額により納付書に記載のある名前の本人確認が必要となります。金融機関にご確認ください。)

○さしま斎場窓口にて納付。

(※窓口の場合、**友引にあたる祝祭日**は窓口での支払いが出来ません)

※納付書が届きましたら、記載されている納期限内に納付をお願いします。期限を過ぎますと申請が無効となる場合があります。

※銀行ATM、インターネットを利用しての振り込みをお考えのかた

- ・お振り込み依頼人は納付通知書に記載されている氏名でお願いいたします。
- ・お振り込み依頼人が違いますと、入金確認をとることが出来なくなりますのでご注意ください。

●入金確認後に墓地使用許可証を送付いたします。

お問い合わせ先

さしま斎場

〒306-0404

茨城県猿島郡境町長井戸1746番地

電話番号：0280-87-0619

一般墓地を購入ご希望の方へ

この様な方がお墓をお求めになられています。



お墓がない

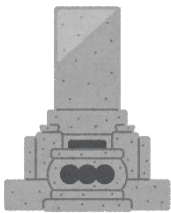


【 実家（親元）からは独立したので自分のお墓が欲しい場合 】

将来にわたって使用し続けるお墓ですから、よく考えて購入しましょう。

墓地の申込受付期間に申込書類を受け取り、必要書類を揃えて、さしま斎場窓口にお申し込みください。

必要な書類は、住民票謄本（世帯全員分）、「墓地使用許可申請書」他の書類となります。



埋蔵遺骨



【 他の霊園あるいはお寺に埋蔵している場合 改葬 】

墓地の申込受付期間に申込書類を受け取り、必要書類を揃えて、さしま斎場窓口にお申し込みください。

改葬の手続きも遺骨を移す前に済ませておきましょう。

「埋蔵証明書」、「改葬許可証」、「改葬受入証明書」等の手続きをして、清水丘聖地霊園へ埋蔵となります。

- ・「埋蔵証明書」→現在、遺骨を安置している寺院、または墓地。
- ・「改葬許可証」→現在、遺骨を安置している居住地窓口で発行。
- ・「改葬受入証明書」→さしま環境管理事務組合 さしま斎場発行。

埋蔵する際の必要な書類は改葬の手続きで取得した許可証と遺骨の「埋火葬許可証」と「墓地使用許可証」です。



遺骨



【 遺骨を個人保管している場合 】

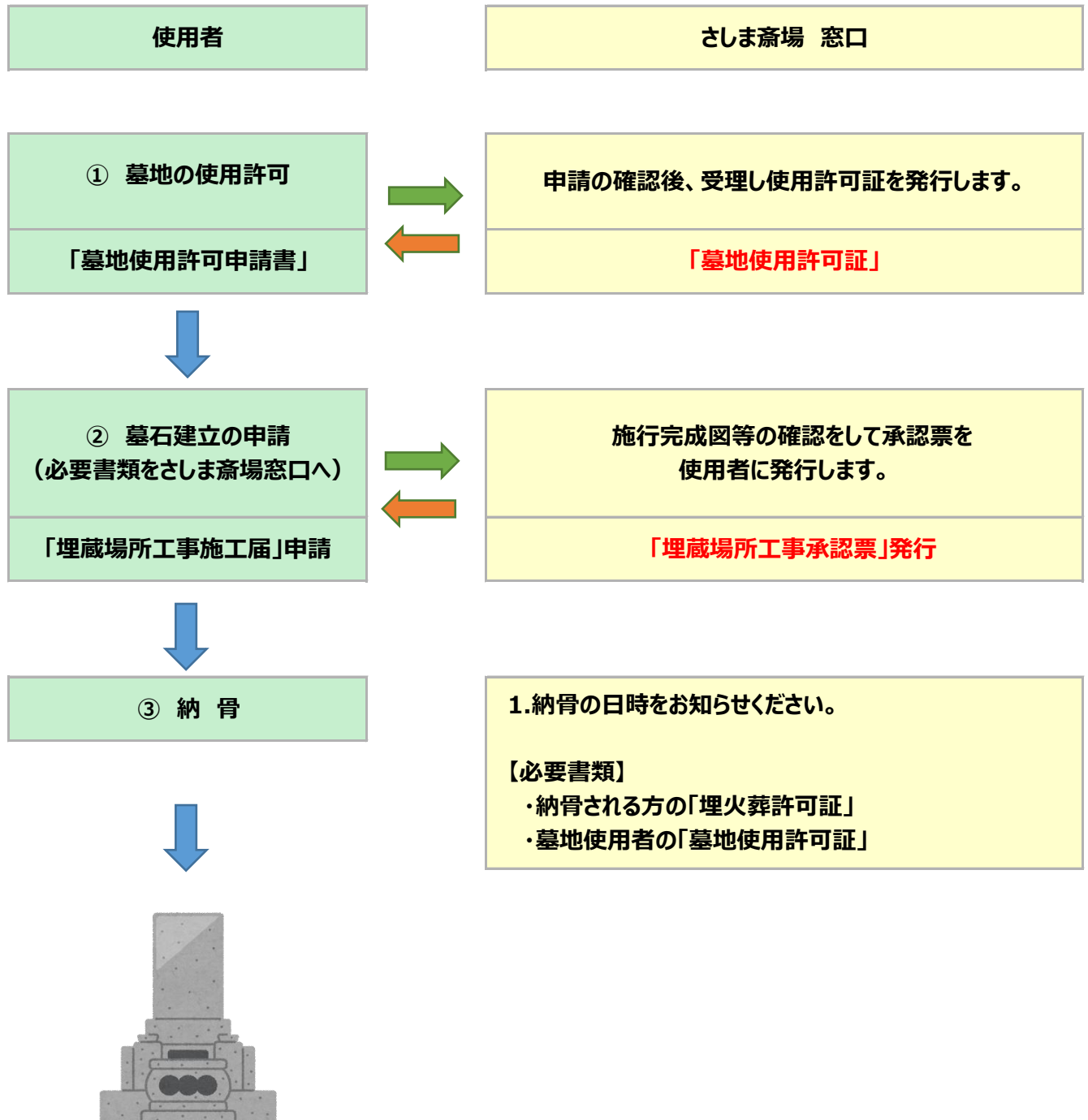
墓地の申込受付期間に申込書類を受け取り、必要書類を揃えて、さしま斎場窓口にお申し込みください。

埋蔵する際の必要な書類は遺骨の「埋火葬許可証」、「墓地使用許可証」です。

- ・墓地の使用許可がおりましたら、遺骨の無い方はそのまま構いませんが、購入した墓所は使用者の責任において、いつもキレイにしておいてください。
- ・遺骨がある方はお墓を建立し、納骨することが出来ます。
- ・お墓を建立する際には届出が必要となります。斎場窓口でお尋ねください。

— 納骨の手続き（一般墓地） —

清水丘聖地霊園 第二霊園 一般墓地に納骨する際には「墓地使用許可証」、「埋火葬許可証」が必要となります。



委 任 状

さしま環境管理事務組合

管理者 橋 本 正 裕 様

私は、清水丘聖地霊園の申し込みに際し、下記の者を代理人と定め、上記申し込みに関する一切の権限を委任いたします。

令和 年 月 日

委任者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印

※申込当日に申請者ご本人が来場することができない場合は、代理のかたでも申し込むことができます。その際は委任状（この用紙）に委任者（申請者ご本人）・代理の方の住所、氏名をご記入いただき、提出をしてください。